

東京都公報

発行
東京都

目次

○東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定
……………（主税局税制部税制課）…

告示

告示（公）

○令和四年東京都公安委員会告示第九十二号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等）の一部改正……………

○令和四年東京都公安委員会告示第九十三号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四条第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の一部改正……………

○令和四年東京都公安委員会告示第九十四号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第五条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の一部改正……………

○東京海区におけるはこ釣り漁業の制限……………

告示

東京都告示第千二百七十九号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）

以下「条例」という。）第十七条の二第一項の規定により、令和六年東京都告示第四十七号（東京都都税条例の規定による納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）がある納税者に係るものについては、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和六年一月一日から令和七年一月三十日まで）の間に到来するものについて、同月三十一日とする。

令和六年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

告示（公）

東京都公安委員会告示第437号

令和4年東京都公安委員会告示第92号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等）の一部を次のように改正し、令和7年1月9日から施行する。

令和6年12月26日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明

表中

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を経由して届出書を提出するものに限る。）
------------------------------	--

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を経由して届出書を提出するものに限る。）
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第20条 第26条

改める。

東京都公安委員会告示第438号

令和4年東京都公安委員会告示第93号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の一部を次のように改正し、令和7年1月9日から施行する。

令和6年12月26日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明

別表第2中

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
--	---------

を

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第20条 第26条

改める。

●東京都公安委員会告示第439号

令和4年東京都公安委員会告示第94号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の一部を次のように改正し、令和7年1月9日から施行する。

令和6年12月26日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

別表中

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を經由して届出書を提出するものに限る。）
------------------------------	--

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を經由して届出書を提出するものに限る。）
------------------------------	--

に

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第20条 第26条
--------------------------------	--------------

改める。

告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第十二号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるはご釣り漁業（こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさぎ、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和六年十二月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（禁止操業）

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

（一） 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業（東京都所属船舶については、総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業）

（二） 夜間（日没から日の出までの間をいう。）の操業（承認操業）

二 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、

式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ベヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。

（一） 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 百六十隻
- 神奈川県 八十隻
- 千葉県 四十隻
- 静岡県 五十二隻
- その他の県 十八隻

（二） 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

エ その他委員会が漁業調整上支障があると認められた場合

（承認書の備付け及び操業旗章の掲揚）

三 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、

委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。
(承認の取消し)

四 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

五 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和八年四月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

六 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

七 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

八 この指示の有効期間は、令和七年三月一日から令和八年二月二十八日までとする。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051

